

会議録

名称	令和3年度第7回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和4年2月14日（月）午後2時から午後5時15分まで
会場	目黒区総合庁舎本館4階特別会議室、オンライン会議
出席者	<p>（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、関、金井、斉藤、かいでん、後藤、伊藤、中村、平谷、青木、飯塚、五来、永積、藤吉</p> <p>（区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策課長、DX戦略課長、学校ICT課長、学校運営課長、教育指導課長、広報課長</p>
傍聴者	0名
配付資料	<p><事前配付資料> 諮問事項の資料 前回答申文 諮問文 審議会委員名簿 参考資料</p>
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 議事 （1）諮問「感染症対策業務の一部の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて」の採決について</p> <p>3 諮問事項 （1）GIGAスクール構想実現システムの幼稚園・こども園への利用拡大に伴う個人情報の取扱いについて （2）めぐろ区報全戸配布の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて （3）LGWAN-ASPの利用について （4）これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について</p> <p>4 報告事項</p>

	(1) 警視庁における電磁的記録媒体の紛失について 5 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和3年度第7回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>本日はお集まりいただき、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第7回目黒区情報公開個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会はまん延防止等重点措置実施期間中でありますので、また、東京都からテレワークの要請も出ておりますので、オンライン会議という形で実施をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ただ、各委員のご事情等でオンライン会議の環境が整わないので、区役所に来庁してご参加いただくということで、この場にいらっしゃっている方もおりますので、ご承知おきください。</p> <p>オンライン会議での進行に当たりまして、次の3点のお願いがございます。</p> <p>マイクとカメラは発言する際にだけオンにさせていただき、それ以外の場合はミュートやビデオを停止してください。お忘れの場合には事務局のほうでミュートやビデオを停止させていただきます場合がございます。</p> <p>ご発言をいただく場合には、参加者リストに手のひらの形のアイコンがございますので、これをクリックしていただき、挙手をいただいて、順番に指名してまいりますので、私が指名をいたしましたらマイクをオンにしてご発言ください。</p> <p>当該会議につきましては、会議録の作成に当たりまして、録画、録音をさせていただきます。ただし、議事録が確定し次第、直ちに事務局に削除いたしますことをご了承願います。</p> <p>その他、オンライン会議の進行にあたりましてご意見がございます場合には、進めていく中でご発言いただくか、会議が終わりましたら事務局宛てにご意見をいただければと存じます。</p> <p>庁舎での審議会にご参加いただく方は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクの着用をお願いいたします。また、説明者は入替制といたします。</p> <p>案件が非常に多いということもありまして、今回も会議の時間は午後5時までとなっております。新型コロナウイルス感染症対策で使用できる会議室も限られております。端末を使ってできる会議の時間も限られておりますので、会議の進行には皆様のご協力が不可欠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日、傍聴人はございません。</p> <p>議事の進行にあたりまして、一言お願いを申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くの皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は個人情報の保護に関するご質問等を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に事務局から委員の出席状況について、ご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>本日、委員1名から欠席のご連絡をいただいているところでございます。また、途中で退席される委員がいらっしゃるといのご連絡をいただいております。</p> <p>なお、途中退席される場合のお願いでございますが、退席時にはオンライン会議の機能として、右下にありますチャット機能を利用いたしまして、退席する旨のチャットを記入していただきまして、ご退席いただくようお願いいたします。</p>

	<p>当審議会の委員は21名となっております、本日は20人ということで、定足数の11を満たしております。</p>
会長	<p>次に事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>(事務局から配布資料の説明)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事を進めてまいります。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は審議事項について明瞭かつ簡潔をお願いいたします。このことは区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくをお願いいたします。</p>

2 議事

(1) 諮問「感染症対策業務の一部の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて」の採決について

会長	<p>まず、先日、令和3年度第6回審議会を书面開催させていただきました。諮問事項1「感染症対策業務の一部の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて」ですが、経緯等を区から説明をお願いします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約6分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>既にご質問等をいただいておりますので、早速ですが採決に移ります。ご承認をいただいた場合には区側からご説明がありましたように、承認の効果を委託の開始時に遡及させるということでご承知おきください。</p> <p>今年度、第3回、第4回審議会の際と同様であります。事務局から改めてご説明していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約2分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、オンライン会議の投票機能を利用した採決を実施いたします。これから、3分間の時間を設けますので、賛成か反対かご回答をご入力ください。</p> <p>それでは、開始いたします。</p> <p style="text-align: center;">(投票)</p>
会長	<p>3分待たずに皆様の投票が終わったようですので、事務局、採決の状況をお伝えください。</p>
区側	<p>賛成19、反対1です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回ご欠席の委員、事前に書面にて回答をいただいている方もございますので、その分を</p>

含めて賛成19、反対1ということでございます。
それでは、本件諮問については承認といたします。

3 諮問事項

(1) G I G Aスクール構想実現システムの幼稚園・こども園への利用拡大に伴う個人情報の取扱いについて

会長	それでは改めまして、続いて第7回の諮問事項に入ってまいります。 令和3年度第7回審議会諮問事項1、G I G Aスクール構想実現システムの幼稚園・こども園への利用拡大に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約9分)
会長	ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。発言の際は挙手ボタンを押していただきまして、マイクとカメラをオンにしてご発言いただければと思います。 順番にまいります。まず、委員、お願ひいたします。
委員	ただいまのご説明の中で、1つだけご質問があります。審議会資料1-2、1枚目の裏の上から3行目のところに園児情報で、「園外での活動等に関する情報」というのがありますが、これは具体的にどのようなものをイメージされているのでしょうか。お願ひいたします。
会長	回答をお願いいたします。
区側	こちらの、「園外での活動等に関する情報」でございますが、園外で例えば何かのコンクールといったものに参加されるですとか、あとは近隣の地域でいろいろな活動に参加されるというご様子などを情報としていただいて、提出する場合があるということで、教育活動に資するものということで、そういった情報を考えております。
委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	続いて、次の委員、お願ひいたします。
委員	4ページの諮問の必要性とか、そもそものところからなんですけれども、これは既に私が委員になる前のタイミングでG I G Aスクールのシステムということで承認がされている話だと思うんですけれども、今回の諮問の範囲というのは、利用者が園の先生方に増えるという点だけなのかなと思ったんですけれども、例えば別紙1とか3とか、別添の2、3といったところは既に承認されている話なんだろうかとこのをまずお聞かせください。
会長	回答をお願いいたします。
区側	ご指摘のとおりですね、G I G Aスクール構想実現システムに関しましては、区立小中学校に使う場合にご承認いただいております。また、学校と保護者が連絡手段のデジタル化、

こちらにつきましても、取扱いに関しては既にご了承いただいているところでございます。
今回は区立幼稚園、こども園のほうに利用範囲を拡大するという点での観点といたしまして諮るものと考えてございます。

委員 別紙と別添に記載のことは既に審議済みということですか。

区側 そのような認識でございます。

委員 分かりました。

あと、細かいところでちょっと気になったのは、別添3の(2)のところに「売買も含め」という表現が入っているのがすごく違和感を覚えたんですけども、これはあまり入れなくてもいい表現ではないかなというところが1点と、あと、細かいの続きであれですが、1ページ目のところで、5台のうち1台は共有ということになってはいますが、3ページを見ると利用者認証(2要素認証)となっていたりもするので、共有端末だとどういうふうにするのかなという辺りが気になりましたという2点、追加での質問です。

会長 お願いします。

区側 まず、別添3の記載でございますが、こちらは文部科学省が掲げておりますガイドラインを参考に作成したものでございまして、売買のところは、基本的には個人情報を売買することはないものと考えてございますので、改めて精査しまして不要の場合には削除をさせていただきたいと考えてございます。

また、共有時の取扱いでございます。こちらのほうは、教員1人1台配付はできないということで考えてございまして、共有器を1台設定するものでございます。ここで審議会資料1-3のiPadの利用認証につきましては、ご指摘のとおり、パスワードはiPadに関して共有するというふうにして考えてございまして、その管理につきましては、園長が簿冊等によりしっかり管理を行うという考えでございます。

委員 共用端末のところだけ急に利用者認証が弱くなるのは気になりましたので、運用上、それしかやりようがないのかもしれないですけど、ぜひ注意していただきたいなと思います。

区側 共有器に関しましては、しっかり運用の面でフォローをしていきたいと考えてございます。

会長 続きまして、委員、お願いいたします。お手が挙がっているのですが、お声が聞こえないようです。回線の不調のようでしたら、後ほどまたご指名いたしますので、その際にご発言ください。

それでは続きまして、次の委員、お願いいたします。

委員 では2点ほど確認させていただきたい。まず、資料1-3、3情報セキュリティ対策(3)のイなんですけれども、iPadの利用者認証(2要素認証)となっておりますが、①のiPadの所持と、これが認証になるというのは、要は指定された人以外が持っていないということをお前提にした認証なのか、それとも何か共通の認証としての効力があるということなのか、持っているだけが認証というのはよく分からなかったもので、そこはいかがでしょうか。

会長	回答をお願いいたします。
区側	こちらのほうの利用者認証でございます。ご指摘のとおり、i P a dに関しましては、児童生徒、例えば教員、その者に貸与しておりまして、その者にパスワードが紐づいていることから、確かにおっしゃるとおり、i P a dを指定した者に配付しているということでi P a dの所持という記載にさせていただいているものでございます。
会長	委員、よろしいでしょうか。
委員	<p>趣旨がそういうことであれば分かりました。認証になるのかというのがちょっと疑問なんです。②にパスワードの記憶というのがありますが、個人情報保護の観点からはいかがなのかなという。</p> <p>それでは、もう一点のほうで、先ほどの委員と質問の趣旨は同じですが、今回の諮問の範囲なんです、17条ただし書（外部結合）だけになっていると思います。ということは、幼稚園、こども園に対してG I G Aシステムを導入すると、そのところについて諮問されているんだという理解をしていたのですが、諮問の趣旨はこれでよろしいでしょうか。</p>
会長	お願いいたします。
区側	こちらは外部結合の規定という形でございます。幼稚園、こども園に関しても、G I G Aスクール構想の実現システムを活用して、パブリッククラウドを活用するという形になりまして、幼稚園児の個人情報、幼稚園、こども園に勤務する教員の個人情報を改めて保護するという認識でございます。
委員	<p>よろしいでしょうか。そこの趣旨は分かりましたけど、それで疑問なのはですね、資料1-4、4の業務の外部委託、こちらにつきましては、個人情報を取り扱うことはないとなっております。委託内容を拝見いたしますと、(2)保守運用業務、例えばエの年次更新等データ移行作業、この辺につきましては、仮に暗号化するとしても個人情報を取り扱うことになってしまうのではないかと。また、イにつきましては、操作方法等への問合せ対応の中で、やっぱり個人情報を取り扱うということが出てしまうんじゃないかと、何かそこのところが、個人情報を扱わないというのは、本当にそう言い切れるのか、ここが疑問です。</p> <p>それで、さらに続きますと、5にセキュリティ対策の特記仕様書があるんですけど、特記仕様書の中では個人情報の取扱いが当然ながら書かれています。個人情報を取り扱うことはないと言いながら、特記仕様書で個人情報について、委託事業者に対して個人情報保護の特記仕様書を取り交わすと書いてあるわけですね。ここのところが何か矛盾を感じるんですが、単純に個人情報は取り扱わないということでいいのかということ、もし取り扱うことが必要であれば、やはり諮問の内容はこれに合うように、12条の外部委託についても諮問書に追加する必要があるのではないかと、そのところが確認したい点です。</p>
会長	お願いいたします。
区側	業務の外部委託、項番4のところでございます。年次更新等データ移行作業でございますが、事業者に関しましては、i P a dの利用者が誰かと、例えば氏名といったものは与えることはございません。i P a dの端末番号を事業者は把握してございまして、取り扱うとい

うことでございます。

ですから、例えば不具合ですとか、これが壊れたよという形になれば、個人の名称ですとか、所属とか、そういったものを提供いただくことはなく、i P a dの何番の番号が壊れましたよということを教えていただいて、それに関して保守をかけるものと考えてございまして、そういった意味では個人情報の取扱いがないと記載してございます。

また、特記仕様書の部分に関しましては、こちらのほうは学校業務において作業することを想定してございます。業務におきましては直接取り合うことなど想定してございませんが、例えば子どもたちの作品、名称といったものを見たり、聞いたりといったことも想定されてございまして、そういった意味で特記仕様書のほうに個人情報の取扱いを記載しているものでございます。

委員 よろしいでしょうか。そうすると、4の(2)の保守運用業務の中には個人情報として扱うようなものではなく、個人が特定できるようなものは入らないという、その部分は分かりました。ウのところ、今のご説明ですと何か個人情報を取り扱うのではないかと思います。そうすると委託業務の中で個人情報を取り扱うということになるので、個人情報を取り扱うことになって、今回の諮問はいわゆる12条の諮問が必要になってくるんじゃないかなと思いますが、この辺は事務局のほう、いかがでしょうか。

会長 回答をお願いいたします。

区側 電波が悪くて聞こえなかったんですが、ごめんなさい。

委員 すいません、もう一度言います。

区側 恐れ入ります。

委員 今の所管のかたのご説明で、資料の4のところ、学校現場といたしますと、幼稚園、こども園もですが、こちらのほうの現場では個人情報を取り扱うことがあるんだと、だから、特記仕様書上、個人情報を取り扱うことをしっかりやってほしいために特記仕様書に個人情報の取扱いを記載していますよと、こういうご説明で承ったんです。だとすると、やっぱりこの委託事業は個人情報を取り扱うということではないかと。そういたしますと今回の諮問の内容につきまして、個人情報保護条例12条の外部委託の審議会において意見を聴くというところが必要になっていかないかと思うんですが、その点を所管というよりも事務局のほうに確認したいということです。

会長 お願いいたします。

区側 今回この案件につきましては、保守委託の中では個人情報を取り扱わないものというところで考えているのは、所管とも何度も話を詰めているところでございます。確かに特記仕様書の記載のところにございますけれども、個人につきましては委託業務の中で委託事業者が取り扱うことはないということを確認してございまして、12条に関しては記載を含めなかったところでございます。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員	いや、扱わないのだったらいいのですが、先ほどの所管の説明では個人情報取扱いの説明のように伺えたものですから、もう一度、所管に確認したいのですが、個人情報は学校現場でも取り扱わないということで問題ないのでしょうか。
会長	説明をお願いいたします。
区側	申し訳ありません。誤解を受けるような説明をしてしまったかもしれませんが、学校の現地で作業を行う際に、例えば教室ですとか、廊下ですとか、そういったところで子どもたちの作品や名称といったものを事業者が目にする機会はあるとの考えでございまして、そういったものも考えてございますので、そういった意味ではシステム上での取扱いはございませんけれども、作業現場で見聞きした場合は、そういったものはもちろん秘匿ですよという内容で残したものでございます。
委員	よろしいでしょうか。私の考えですが、学校でそういう個人情報を見ることは現状、個人情報を取得する可能性が出てくるといふふうになってしまうんじゃないかなと。そういうふうには個人情報に触れた場合は、それについては守秘義務がありますよと、こういう取扱いになるのではないかなと。そうだとすればやはり個人情報に触れてしまう可能性があるのであれば、12条の外部委託の諮問も入れておいたほうが適切ではないかと思うんです。
会長	今の点については、改めていかがでしょうか。 私の理解としては、保守業務に関して、端末上 i P a d の端末番号に触れるだけで個人情報は関わらない。ただ、学校の現場で作業する際に個人情報を見聞きすることはある、だけど、それは保守の作業とは関係がない。したがって、関係するのは17条だけだと私は理解していたんですけども、先ほどの審議会事務局からの説明としては、そういう趣旨だから17条を挙げているということなんですが、こちらの学校 I C T のほうからだ、いや、その場合にも個人情報の取扱いに関わるものだと、学校 I C T からの説明だとすると、委員のとおり、つまり、見聞きしたことも保守点検に関わる可能性があるんだということであれば、委員がご提案しているとおりに、12条を加えないとおかしいことになるんですが、そこら辺は先ほどの事務局からの説明だと、いや、そういうことではないと、見聞することはあっても、あくまで保守点検に個人情報は関わりがないということであれば、17条だけの話になるはずですよ。そこの辺り、説明に食い違いが若干あるように見えるんですけども、保守点検に学校で見聞した個人情報は関わらないですよ。
区側	今の会長のご指摘のとおりで、保守点検において関わりはございません。
会長	事務局から補足があればお願いします。
区側	端末の調子が悪いので言葉だけですが、所管課と話す中でも、今申しました認識で我々もおりましたので、17条のみで今回お諮りをしたという経緯でございまして。 補足は以上です。
会長	ありがとうございます。だとすると、特記仕様書に入っている個人情報の話については、これは通常の契約に関わる守秘義務の問題にすぎないので、作業に関わりがないのであれば、むしろこの点については、改めて業務内容を精査した上でどうするかということをごきちん

取り扱ったほうがよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

区側 今、委員、会長からもご意見いただきました。特記仕様書につきまして、お金の件とか記載がございますので、こちらのほうは行政情報マネジメント課とも検討して、必要性がなければ削除したいと考えてございます。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 個人情報の捉え方なんですけど、区と私では違うところがあるようなので、今、会長に整理いただいたような形で、個人情報を外部委託業務の中で取り扱わないとはっきりと整理していただけるのであれば、それでよろしいかと思えます。

ただ、個人情報を扱うという説明をいただいちゃいますとやはりこれはこの諮問では不十分だというのがありますので、しっかりと整理していただければと思います。

会長 ありがとうございます。

たくさんお手が挙がっておりますので、順番にまいります。続きまして、次の委員、お願いいたします。

委員 映っていますでしょうか。

会長 はい。音声も聞こえております。

委員 それでは、2点質問をさせていただきます。審議会資料1-3の一番下段の部分のウイルス対策なんですけれども、サンドボックスが採用されており、安全性は確保されているというふうに断定されている形なんですけど、現在、非常に第三者への被害なども結構自治体も続々と出てきておまして、安全性は確保されている部分があると思うんですけど、絶対的な部分はないと思えますが、これで、例えばランサムウェアの身代金要求とか、タイムラグがあつて、もしも被害に遭われてしまった場合については、どのような対策を検討しているのか伺いたいと思えます。

あと、別添3の、先ほどほかの委員からご指摘がありました(2)の個人情報の無断提供についてですけれども、私は、「クラウドサービスの導入によって知り得た個人情報について、売買も含め、無断提供をしないこと」という部分を、非識別加工にすれば提供できるのかというふうに読み換えたんですけど、そういうことがあるのかどうか確認させてください。

会長 回答をお願いいたします。

区側 こちらのほう、クラウドではソフトウェアのような、例えばウイルス対策ソフトといったものは入らず、基本的にはクラウドサーバで置かれるというものでございます。そのため、端末にはプログラムを置いて運用にはならないという形になりますので、ウイルスが入り込むこと自体が最初から困難になっているものでございます。

また、クラウドのほうに、例えばサーバがウイルス攻撃を受けたとしても、多層防御といまして、危険ファイルの専用開封場所、こちらのほうがサンドボックスというシステムでございまして。

また、何重ものファイアウォールと、また、暗号化ですとか、パスワードをかけているこ

ともございますので、クラウド上のデータを保存するバックアップ、こちらも多数用意しているといった幾重ものセキュリティ対策を行ってございまして、基本的に委員がおっしゃっているような対応に関してましては、しっかりとした対応を取っているということで考えているものでございます。

また、2点目はどういったご質問か、もう一度おっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。ちょっと聞き取れなかったです。申し訳ございません。

委員 今、様々な形で提案募集というのが、国が持っている情報でされていると思うんですけれども、別添3のところの個人情報を事業者が非識別加工にすれば提供することもあるのかということなんですけれども、意味が分かりますでしょうか。

区側 分かりました。個人を特定できないように加工して、例えば売買とか、そういったものをクラウド事業者が使うのはいいのかというご質疑と捉えましたが、そういったことに関しても、無断提供を行ってはいけないと記載してございまして、そういった加工をして、例えば個人が特定できないような形にして、例えば企業内利益、広告等で利用することはございません。

委員 はい。では、結構です。

会長 ありがとうございます。
続きまして、委員、お願いいたします。

委員 資料1-5なんですけれども、一番下の枠の真ん中に用途として、「園と保護者間の連絡手段のデジタル化」と書いていますけれども、これを行うということは、インターネットやコンピュータがない家庭に対する配慮というのは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

区側 Home & School は昨年7月7日の当審議会におきましてご承認いただいた件でございます。こちらのほうに関しましては、やはりインターネットですとか、そういった環境がないご家庭、そういった方々は利用ができないというものでございます。その場合につきましても、学校教員がそういったご家庭ですとか、そういったものを把握させていただいております。その場合に関しまして、学校教諭が保護者様に対して直接電話を行うなど丁寧な対応を行っていくものでございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 お手が下がってしまったようなんですが、委員、いかがでしょうか。

委員 先ほど言われていたんですけれども、他の委員から審議会資料1-4の業務の外部委託のご質問がございました。その中の保守運用業務の中において、個人情報というのがあるのではないかというご質問だったと思います。そのことにつきまして、私も同じように考えておりまして、先ほどから質疑されたとお伺いしたんですけれども、やはりどうなるのでしょうか、個人情報というのが入る余地があるのではないかと感じておりまして、保守運用業務というところをもっと明確に、特記事項仕様書ですか、吟味されないちょっと疑義が起こり得る

かなというのは感じたところです。先ほどもご回答いただいているので、一応、少し疑問だということだけ申し上げたいと思います。

会長 ありがとうございます。この点についてはICTからも回答があったように、改めて整理をした上で、現場の保守点検で個人情報扱うことがないのであれば、その点を明確にさせていただくということでございますよね。

委員 はい。

会長 それでは、続きまして、委員、お願いいたします。

委員 時間のないところ誠に申し訳ありません。非常に基本的なところなんです、何か頭に入っているところがGIGAスクール構想で、幼児教育を非常に進めるような説明の資料が入っていたりするんですけども、確認として言いたいのは、これは一応、教員が園内でだけ使うものと、1-3の審議会資料のセキュリティ対策の物理的対策のところからは読めるんですけども、ということであるならば、園内における活用というのは大したものはないというんですか、むしろ審議会資料1-2の4のウにあるような、各種会議・打合せ・研修というのは対外的な他の園との関係のやり取りに何か使われるのかなど。

でも、保護者と、あるいは行事を把握するということからすると、このiPadというのは保管庫の中に入れておくというだけでなく、家庭に教員が持ち帰ることも考えているのかなという点を確認したいと思うのと、連続的に教員が使うというふうに、1年、2年使うということを前提としているのか、それから、教員が辞めたときとか異動のときには、教員が把握していた個人情報というのは、審議会資料1-3の(2)の人的対策として研修を受けさせるだけでいいのかどうかということについて、非常に基本的なところで申し訳ないんですけども、お伺いしたいなど。

各教員にiPadを持たせるのであるならば、例えば災害であるとか何かのときに役に立つということを考えると、家に持ち帰ることもあるかもしれないし、夜中に何か家庭で起きたということを把握するためにも、その連絡が教員に行くこともあるのではないかなど、その辺りの活用方法というのは一体どういうふうになっているのかなというのは、全体としてつかめなかったの、その辺りのところを確認したいと思ってお伺いします。よろしくお願ひします。

会長 それでは、ご回答をお願いいたします。

委員 iPadの使用に関してでございます。こちらなんですけれども、審議会資料1-2の(4) iPadの使用例でございますが、やはり基本的に行事の体験に関しましては、直接的な体験を重視してございまして、あくまで補完という形で活用すると、教育的な側面ではそういった活用を考えてございます。

ご指摘のとおり、例えばウのとおり各種会議ですとか、研修ですとか、保護者会といった対外的な運用面で主に使っていくことになるのではないかなど想定してございますけれども、こちらは幼稚園、こども園と相談しながら、どういう活用を行って、どういうことに気をつけなきゃいけないかという考え方は持っていきたいというふうに考えてございます。

また、教員が辞めた後、異動といったときの対処でございますけれども、そういった場合につきましては、例えばiPadのパスワードを変更するですとか、まめに保守作業におい

てパスワードが使えないということに考えてまいりたいと思っております。

各教員が持ち帰る運用があるのかということでございます。こちらのほうなんですけれども、幼稚園に関しましては、基本的に教員が持ち帰ることはあまり想定してございません。ただ、有事の際に、何か必要があった場合に関しましては、園長と相談の上、必要性があれば持ち帰ることがあり得ると考えてございます。

委員 ありがとうございます。

会長 委員、お手が挙がっているようですので、お願いいたします。

委員 先ほどの質疑で分からなくなってしまったんですけれども、今回、園児などの情報を扱うクラウドサービスを使うということだと思うんですが、先ほど、外部委託だけれども個人情報情報を扱わないというお話だったんですが、そもそもクラウドサービスに園児の個人情報は格納されることになると思うんですけれども、その責任はこの外部委託業者にはないということになるんですか。クラウドサービスの監督責任の所在が分からなくなってしまったんですが、いかがでしょうか。

あともう一点、1-3の最後のウイルス対策のところのご説明で、クラウドサービスだから端末側のアプリや何かウイルスが入ることはないというご説明があったので、それはセキュリティの観点で認識がまずいかなと思いましたが、そこはセキュリティの対策のほうと別で審議されているかと思うんですけど、ちゃんとしておいていただきたいなという意見でございます。

会長 お願いいたします。

区側 こちらクラウドサービスを活用するという形でございます。システムが、単に運用に関しまして、保守に関しましては、事業者が行うという形でございますが、例えば別紙1をご覧くださいますと、Google Workspace for Educationを活用してございます。こちらのほうは基本的に事業者がアカウントの設定ですとかそういったものを行いますが、実際のセキュリティ対策といったものは全てGoogle社が実施しているというもので考えてございます。ですから、クラウドの委託事業者が、例えばGoogle社のほうの何らかのミスといいますか、そういったことによってデータがなくなってしまうということ、基本的に想定してございませぬけれども、そういった管理責任という意味では委託の事業者にその部分の責任はないのかなと考えてございます。

ウイルス対策についてでございます。こちらのほうは、ウイルスが入ることというのは一応想定してございます。iPadに関しましては、基本的な設計としてサンドボックスシステムが使われており、ウイルスに強い設計であるというふうに考えてございますが、こちらのほう、OSを最新のものに年次更新で更新していることですか、そういったiPadに関する情報とか、そういったものに関しましては、逐一確認を行って、必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

委員 先ほどのクラウドのサービスの責任、クラウドサービスを利用することの責任というのはどこが持っていることになるんですか。

会長 お願いします。

区側	<p>クラウドサービスにおきましては、例えば、Google Workspace for Education、こちらのほうに関しましては、契約という形は個人個人ではとらなくて、地方自治体と結ぶといえますか、利用を開始することによってGoogle社の規約を守っていくというふうに考えてございます。</p> <p>実際は、例えば子どもたちや教員の個人で管理しているデータに関しましては、個人で管理するものと考えてございまして、そういった認識でございます。</p>
委員	<p>Googleが、例えばGoogleは外部委託先にはならないんですか。</p>
区側	<p>基本的には、Google社に関しましては外部委託ではなくて、サービスを提供している事業者という認識でございます。</p>
委員	<p>それは外部委託という扱いではないんですけど。いろんな審議をやっていると、Googleサービス利用、クラウドサービス利用、クラウドサービスサーバは外部委託先になるのかなと思ってたんですけど。</p>
区側	<p>こちらのサービスの利用に関しましては、学習で利用するというふうに考えてございまして、何かを委託しているわけではないという認識でございます。</p>
会長	<p>委員、よろしいですか。</p>
委員	<p>ちょっとごめんなさい、分からなくて。</p> <p>そうすると、クラウドサービス上の情報の管理責任は誰が負っているということになるんですか。</p>
区側	<p>クラウドサービス、管理責任に関しまして、基本的には作成者である個人、個々人が削除なり行うというふうに考えてございまして、クラウドサービスを活用して、例えばGoogle社の場合に関しましては、例えばその辺の安全性ですとかセキュリティ対策ですとか、そういったものに関しましてはGoogle社が負っているものというふうに考えてございます。</p>
委員	<p>区の責任はないんですけど、そこ。個人とGoogleの間の責任、管理責任という話で今おっしゃられている。外部委託したところに預けているところなのかと思うのですけれども。</p>
区側	<p>そちらなんですけれども、例えば、もし保守運用事業者のほうで、Googleの子どもたちのアカウントを誤って削除してしまうですとか、そういったものに関しましては、事業者の責任が生ずるものというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>漏えいとか、情報保護が不十分であったときというのは事業者の責任であって、区では責任がないということですか。</p>
区側	<p>ここについて補足させていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>お願いいたします。</p>

区側	<p>基本的に、教育活動の中で個人情報を取り扱っていくということになってきますので、区の単純な操作誤りですとか、そういったケースが出てきた場合には、当然区が責任を負うケースというものが出てくると思います。</p> <p>また、Google社のほうの落ち度によって、例えば設定ミスをしてセキュリティホールが空いてしまったというようなケースもあり得るかと思えます。そういった場合にはGoogle社が負うこともありますので、その事態を見てどちらが責任を負うのか、当然、区も負いますし、事業者も負うということでございます。</p> <p>補足は以上です。</p>
会長	ありがとうございます。委員、今の補足でいかがでしょうか。
委員	ちょっと契約関係とかが分からなくなってしまって、責任の所在が分からなくなっておりました、長いので切ったほうがいいですか。皆さん、お分かりですか。
会長	<p>教育で、Google Workspace for Educationは、目黒区とGoogle (Alphabet社) が契約をしていて、個人と幼稚園児がつくったアカウントを削除してしまったり、設定ミスでグーグルのデータが消えたりした場合は、区との契約に基づいてGoogleが責任を取ると。</p> <p>区側の管理ミス等で何かが生じたという場合は、目黒区の問題になるということですよ。先ほどの補足によるとそういうことですよ。</p>
区側	そういうことでよろしいかと思います。
会長	責任分掌はそのようになるという補足だったんですが、委員、いかがですか。
委員	Googleと区との契約が存在するということですよ。それは既に承認済みの話だから今回の諮問の範囲ではないということになるんですか。先ほどの外部委託先がどこなのかという話と、外部委託先は個人情報を扱わないというところが分からなくなってしまったのですが。
会長	外部委託の話は、Googleではなく保守点検の話ですよ。そこをもう一度説明していただいてよろしいですか。
区側	<p>説明が不足しているところがありまして申し訳ありません。</p> <p>先ほどの保守委託の事業者なんですけれども、こちらはAlphabet社と直接関係するものではございませんで、情報端末の関与、そして、例えばその情報端末に、Google社のどのIDをひもづけるかですとか、そういった対応を行う事業者という形で考えてございます。</p> <p>委員のご質問にありましたGoogle (Alphabet社) ですね、こちらのクラウド管理と利用につきましては、契約といたしますか利用承認、利用を開始することによって利用できるもののございまして、直接契約を行っているという考えとはちょっと異なる認識でございます。</p>
会長	委員、いかがですか。
委員	そこは今回の諮問範囲ではないということですか。クラウドサービスの利用については。
区側	今回のものに関しましては、前回ご承認いただいているGIGAスクールシステム、そち

らのほうの、幼稚園・こども園に関する利用拡大の園児の情報を取り扱うということで語っているものでございまして、クラウドサービスの利用に関しましては、資料1-2の(6)、こちらの記載のとおりと考えてございまして、前回ご承認いただいているものと理解しております。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 分からなかったところは、前回の諮問で通っている話ということなので、今回の諮問の範囲ではないということ、分かりました。
ありがとうございます。

会長 お手が挙がっているようですので、次の委員、お願いいたします。

委員 今、30分ぐらい通信環境が悪くて皆さんの質問を聞いていないので、重なるところがあるかもしれないんですけども、審議会資料の1-2のところ、取り扱う個人情報、それからiPadの使用例というところなんですけれども、単純に分からないので、このGIGAスクール自体を進めていくのは非常にいいことだと思うんですけども、学校で使っている場合は、これは生徒も使用するという事なんでしょうか。今回は教員だけが使用するという事なのかと。使用する個人情報が非常に多いんですけど、実際に学校でやっているとこのぐらいの情報は必要なのかどうかというのが1つ。

それから2つ目が、資料1-3のところ、先ほどご質問されたのかもしれないんですが、利用者認証、2要素認証で、iPadの所持とパスワードの記憶と2つあるんですけども、何か弱いような気がするんです。しかも、パスワードの規定回数を誤った場合、これは何回誤るとロックされるということになっているんでしょうか。

会長 お願いいたします。

区側 こちらのほうなんですけれども、学校とは異なりまして、園児にはiPadは貸与いたしません。幼稚園・こども園においては教員のみが使用者となるというふうに考えてございます。

取り扱う個人情報の多さということでございます。こちらのほうは、記載のとおり研修ですとか保護者会ですとか、例えば面談ですとか、そういったものもオンラインで行うことも想定してございます。その際ですね、やはり子どもの家庭状況ですとか、子どもの体調、そういった個人情報、様々な情報に触れる可能性がございます。そういったこと含めて、取り扱う個人情報については記載をしているものでございます。

また、情報セキュリティ対策、iPad、2要素認証のところなんですけれども、iPadにつきましては、子どもたちがすぐに使える環境というふうに考えてございまして、複雑な設定というのはなかなかないかと考えてございます。こちらのほうは、やはり使用する場面、それに応じた対応が必要であると考えてございまして、児童生徒に関しましてはiPadを配付してございますので、それを持っていること。それに紐づいているパスワードを利用するというふうに考えているものでございます。

また、パスワードを規定回数誤った場合でございます。こちらのほうは、たしか11回程度だったと記憶してございますが、例えば、5回誤ったぐらいのタイミングで、5分使えませんがというような表示が出るようになってございまして、教員に申し出るということよう

な案内が出るような形になっているものと考えてございます。

委員 分かりました。今、2つ目のところは学校のところの説明をされたということでもいいですか。生徒とか園児は使わないんですね。

区側 園児に関しては使用することはございません。児童生徒、学校、小中学校に関しましては、子どもたちが直接、1人1台貸与されておりますので使用いたします。

委員 はい。児童も、児童生徒情報ってたくさんありますけど、これ、大体全部使っていますか。位置情報なんて結構気になるところかなと思うんですけど。

区側 位置情報、こちらを使用しているかというところでございますが、例えば、自然宿泊体験教室などで、課外授業ですとか、そういったところで子どもたちが実際にiPadを持って目的地に進んでいるですとか、そういったときには、一時的にでも位置情報を使用すること、そういうふうな考えでございまして記載をしております。

また、その位置情報なんですけれども、例えばiPadをなくしてしまったと、その子どもの手から離れているというような状況であっても、iPadの位置情報と捉えらるればあるというふうに考えてございます。

委員 分かりました。今も生徒が使う場合を想定された質問なんですけど、園児の場合と生徒の場合で使う人が違うので、どうもこの個人情報のところ、幅が違ったほうがいいんじゃないかなと思う部分があるんですが、了解いたしました。

会長 ありがとうございます。

それでは、オンライン会議の投票機能を利用した採決を行います。

何名かの委員からご意見がありましたように、特記仕様書に関して、不要な個人情報を外部委託する保守事業者が取り扱わないということを確認した上で、場合によっては特記仕様書の精査をするということを前提といたしまして、賛否をご投票ください。

これから3分間の時間を設けますので、投票をお願いいたします。

それでは、開始いたします。

(投票)

会長 皆様の投票がそろったようでございます。
事務局、採決の状況をお伝えください。

区側 ご報告いたします。賛成17、反対2です。

会長 ありがとうございます。

賛成17名でございますので、本件諮問については承認といたします。

長い間ご議論いただきどうもありがとうございました。

(2) めぐろ区報全戸配布の外部委託に伴う個人情報の取り扱いについて

会長	<p>続いて、諮問事項（2）でございます。</p> <p>諮問事項（2）めぐろ区報全戸配布の外部委託に伴う個人情報の取り扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>（資料により説明）（約5分）</p>
会長	<p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、今お手が挙げた順番に指名してまいります。</p> <p>まず、委員、お願いいたします。</p>
委員	<p>確認と質問をですね、4点ほどさしていただきたいというふうに思います。</p> <p>一点確認なんですけども、さっきの説明がありましたように、現在区報につきましてはですね、新聞に入った、折り込みというのが中心で、あと、そのほかでは、個別に配達されてる、いうふうに思っております。それで、今個別のですね、配布、委託先ポスティング専門会社って聞いたんですけども、現在ですね、個別に配付している部数って、どのくらいの部数ですかね、それはどのくらい。先ほど、16万2000部を配布するということらしいんですけども、現在の区報はどのくらい配付されているのか。また、個別に配布している部数はどのくらいなのか、聞きたいと思います。</p> <p>質問の2番目ですけども、履行場所についてということです。これによりますとですね、一つの事務所、それから納品場所及び保管場所、コールセンター、この三つを指すんじゃないかというふうに思うんですけども、これは1か所でまとめてやろうと考えたのか、それとも別々で考えているのか、聞きたいなというふうに思います。</p> <p>また、責任者をですね、どういうふうに措置されるのか。常にいるということだと思ふんですけど、ということです。</p> <p>それから3点目ですけども、履行期間の問題です。資料2-4のところに書いてありますけども、履行期間が1年間、今年の4月から来年3月までと書いてありますけど、これ継続事業ではないんですか。これ1年ごとに、繰り返し行う、ということをおっしゃってるのかどうかということでもあります。</p> <p>それから、4点目ですけども、ちょっとわからなかったので教えて欲しいのですけれども、デジタル化が推進される中で、FAXを使う。FAXを推進していくように思えるんですけど。使用頻度ってどうなのか。これは資料の2-1に書いてあるのと、それから資料の2-15、ここにはFAXとは書いてありません。資料2-1、ファイル交換サービスとFAXが書いてありますけども、この違いはなんなのか、ということでございます。</p> <p>以上ですね。確認と質問ということで4点。申し上げたいというふうに思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ご回答をお願いいたします。</p>
区側	<p>ありがとうございます。順次お答えをさせていただきます。</p> <p>質問を十分に聞き取れなかった箇所もあるのでお伺いさせていただきながらになるかと思いますが、まず、現行の配布戸数、配布部数、こちらに関しましては、新聞折込で現在配布していただいているんですが、約7万部余りとなっております。これが全戸配布になります</p>

と28万の区民のかたに対しまして、世帯数がおよそ16万強で、資料に記載の件数が全戸配布の件数となります。

現在、現時点で個別の区報の個別配布のご希望いただきましてお届けさせていただいている部数は約2,500件です。

続きまして、履行場所の件だったかと思いますが、こちらは先方の実際決まった事業者さんのオフィス環境にもよると思いますが、私、今年度4月1日から、目黒区の広報課長として着任しておりますが、その前の3年間、お隣の渋谷区役所の広報コミュニケーション課長をしておりまして、渋谷区では、区報の全戸配布ですが、既に行われてますそのオペレーションを、私も課長として見ていたわけですが、その事業者の従事のところで申し上げますと、先方渋谷区におかれましては、コールセンターの方がこの家の家庭環境、この住所の、この部屋番号の、この方の、といった情報を受けて、そこで個人情報に係る作業が発生する場合と、必ずしも区民の方がコールセンターに電話するとは限らず、区の広報課に直接電話をいただいて、うちにも入れてくださいですか、うちは要らないですか、それに合わせて住所と名前をお伝えいただくことがあります。そこで、区の広報課で受け取った個人情報を事業者さんのほうに、この家にはもう入れないでください、あるいは、この家に入れてください、入れるとき気をつけてくださいといった情報をお伝えいたします。そのお伝え先は先方の事業者の窓口担当のかたになりますので、恐らくコールセンターの執務スペースとは違うところに、向こうの一定のオフィススペースにお届けすることになると思います。

そしてコールセンターで、オペレーターの方が、電話を受けて個人情報を、お伝えいただくあるいは入力等による形で、情報をいただいた際に、それをリスト化していったり、報告をしていく形になると思いますので、先方事業者のコールセンターの執務スペースと、あと事務課と営業担当者との、オフィススペースとの、この3ヶ所で、履行場所というか、その業務が発生するというふうに考えて、おります。

3番目のご質問の、期間につきまして、十分に聞こえていたかというのがあるんですけども、実施期間は契約は1年ごとというふうに現時点で考えております。これは毎年、入札の形で事業者を選定いたしますので、当然1年で終わる可能性もありますから、期間としては1年で定めております。

4番目のFAXの使用のところですが、これも正直、一つ手段としてFAXを理論上想定はしておりますが、使用機会っていうのは、多分民間事業者さんの方は、役所に比べて大分減っていると思いますので、実態としてはかなりの部分が、デジタルの形で、ファイル交換サービスを用いた形が一番多くなるのかなというふうに考えております。

十分な回答でなかったかもしれませんが、不十分な点をご指摘いただければと思います。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 聞こえていますか。

会長 聞こえております。

委員 履行期間の1年間のところですけども、その資料2-6のところですね、配布従事員の担当区域は、原則として3ヶ月間は固定しなさいというのが書いてございます。それで1年ごとの履行期間ってちょっと短いのかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

それから4番目はファックスの送信ですけども、各社それぞれですね、FAXによる個人

情報の漏えい防止策のですね、やっぱり視察をして、きっちりと作り上げて推進するということがより重要になるかと思しますので、その辺をしっかりとというふうに思います。

会長 確かに、FAXについては誤送信の問題が付きまといまいますので、所管のお考えとしてはFAXを使うことはほとんどないんじゃないかということございますけれども、万が一FAXを使ってやり取りをする際には、委員ご指摘のように、間違いのないように事業者にも指導、研修等、個人情報保護についてしっかりやっていただきたいと思えます。

続きます、順番に参ります。次の委員。

前の委員、まだお手が挙がっていますが引き続きでございましょうか。

(前の委員が不要とのジェスチャーをオンライン会議画面で示す)

では、次の委員、お願いいたします。

委員 資料2-3の業務フローの図なんですけれども、先ほどから業者との、区民の間の説明があったんですけれども、受託者と区との間の、例えば相談の中に電話・FAXとありますけれども、仮に受託者のほうから区のほうにFAXがあった場合は、区はどのようにこのFAXを使うのか、補完するのかということを確認させてください。

あと、資料2-6から7にかけて、配布辞退の連絡があったと。その配布辞退の連絡があった宛先の住所に関しては、当然、それを紙で持ち出して、ここは入れないということを配布の方が確認をするのかどうか。私も結構、ビラを配ったりすることがあるんですけれども、結構、ビラを配ったりしていると、紙を持ってたりするとなくしてしまったりということも考えられると思うんですけれども、その辺の対応はどういう業務になっているのかの確認をさせていただきたいと思えます。

あと、今後考えていかなければならない、今、課長の方からは7区が全戸配布しているということだと思うんですけれども、SDGsの観点からですね、若い人は紙をもらうよりはデータで情報を欲しいという方もかなりおられるということで、その辺の全戸配布ということについての今後のお考えをお聞きできればと思えます。

会長 回答をお願いいたします。

区側 まず1番目のご質問いただきました、FAXの扱いにつきましてですが、現在広報課は個人情報の取扱いがごく少ない部署ではありますが、FAXで重要な情報を業務情報等いただいた場合には、キャビネット保管等をしていきますし、もし廃棄するものであればシュレッダーを使って廃棄しております。今回のこの変更案に係るそのデータが出てきた場合には、基本的には鍵のあるキャビネットでの形式だと思いますが、適切に扱ってまいりたいと思えます。

2番目の、配布員の方が実際に実務上ですね、恐らくはポケットにですとか、何らかの形で紙なのが、はたまたスマホ等に入れてデジタルで、細かな配布状況を確認するのか、そこに関しては決まった事業者さんとの確認だったり、研修だったりをすると思えます。けれども、こちらからも厳重に管理してください、気をつけてください、置き忘れてしたり、そういう紛失が決してないよということをお願いして、都度これを促していくということに尽きるかと思えます。

3番目の、SDGsの観点から、紙配布についてということですが、当然渋谷区におきましても同じことをやりまして、紙はいらないと、これは環境の観点から、あるいはかさばるからですとか、いろんな形でいらないよという方も、年齢は決してシニア層よりは若年層が

ということにあまり差もなく、そういうやはりお考えを持った方からは、そういうお話をいただいたりもしております。逆に、若い層でもやはり紙で届かないと普段は見ないと、自分からアクティブに区のウェブサイトへ広報紙情報を取りに行くことは全然しないので、全戸配布はありがたいと。そういったようなお話も、ありました。相当長い目で見ればですね、いずれ紙がなくなる日が来るのかもしれませんが、近々にそういったことになる可能性は、二者択一で、紙かデジタルという白黒はつきりする形は、相当先じゃないかなと思っておりまして、ただそのデジタルの進展とともにですね、発行部数が全戸配布でも将来、人口動態ともまた別にですね、減っていく可能性ということは、ありえるのかなと思っておりません。

会長 ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

委員 確認ですけれども、キャビネットに入れるということは、鍵付きのキャビネットに入れるということでもよろしいかどうかということと、やはり、2番目の質問で、住所などを持ち出すときに意外となくしてしまうんじゃないかなと思っているんですけれども、もう少しきちんと、この形で、例えばスマホでデータで持ち出すとか、何かしら安全が高い方法を指定されたほうがよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

あと、紙とデータというか、ネットで検索して情報を検索するというので、私は別に紙がなくなるとは思っていないんですけれども、やはり、例えば私の知り合いなんかでも、環境に対して意識が高いと、紙の情報を減らしていきたいという思いから紙は要らないよという考え方の人が増えていくという意味なんですけれども、そういう意味で質問をさせていただきました。

会長 改めて回答があればお願いいたします。

区側 キャビネットの鍵のことにつきましては、おっしゃっていただきましたとおり、鍵付きのキャビネットに保管をいたします。

スマホでの、デジタルデータを登録して事業者へ提供をするといったようなところも、実際に決まった事業者さんですね、やはりそこはちょっと細かく、実際に管理状況を我々視察に行く必要もあると思いますし、どの形が一番見合うかどうかといったことは、きちんと確認した上で、オペレーションをしていきたいというふうに思っております。

会長 委員、よろしいでしょうか。
では、続きまして次の委員、お願いいたします。

委員 少しずつ切って質問いたします。資料2-3のフロー図なんですけれども、区と事業受託者さんとの間、親展通信というふうに書いてあるんですけれども、これは何を予定されているのか教えていただければと思います。

会長 回答をお願いします。

区側 申し訳ございません、もう一度ご質問を頂戴してもよろしいでしょうか。

委員 もう一度質問いたします。

資料2-3、業務フロー図、これの上のほうで、区と受託者のコールセンターの間で、親展通信というふうに枠で書いてるんですけども、この親展通信というのは何を想定されているのか教えていただけますでしょうか。

区側 ありがとうございます。

この親展通信というのは、すでに審議会で承認をいただいている、個人情報の授受のサービスのファイル交換サービスになります。この親展通信という、ファイル交換サービスを通じて、例えば、今日とか今週、2件3件、実際に配布について、各ご家庭からこういった情報をいただきましたというのを、例えばエクセルですとか、リスト化する形で、この進展通信というサービスを通じて、先方にお届けをするといったような使い方を想定しております。

委員 わかりました。まずここはファイル交換サービスみたいな形で、もう完全に区と受託者の間がしっかりと繋がるというものです。すいません親展通信なので郵便の親展というのがあるのかなと思ってちょっと確認させていただいたので、しっかりとパイプを確立したものであれば、外に漏れることはないということを確認できたので、1点目は結構でございます。

2点目なんですが、同じ業務フロー図、下の米印、非常に目配りがあって大変よいかと思えます。今までこのような形でしっかりと書いたのはなかなか少なかったもので、非常にいいんじゃないかと思えます。それでまずですね、2行目のところなんですが、いろいろと処理をした後、不要となるものは、溶解等の個人情報が漏れることないように、適切な処理を行うと。これは非常にいいことだと思います。ただ、その処理を行った後ですね、この処理を行ったという報告みたいなものは、区の方に、来るんでしょうか。例えば日報のような形で来るとか、週報のような形で来るとか、そのような形で、何か考えているのでしょうか。これをもし義務づけるとすると、特記仕様書の14条の2項あたりが使えると思うんですが、この辺のところ、しっかりと処理したというところの確認は区が何かされるのか2点目としてお伺いします。

区側 先方、委託先事業者におきまして、一定期間は確認等で必要な情報等があると思えますので、こちらに関しましては記載のとおり、施錠等されたきちんとした場所で保管をしていただきます。長期保存が必要でないものに関しましては、きちんとした溶解であったり、シュレッダーであったりといった形で、大手のポスティング事業者さんであれば、しかるべき認証等を受けてるケースも多いと思うので、大きく心配はしていないんですけども、改めて私どもからも、きちんとして保管、あるいは廃棄をするよう、それは適切に努めて参ります。

委員 すいません。ちょっと音声の感じが悪くて、聞き取りにくかったんですけど、要はその業務受託さんがきちんとして処理したというのを、区が確認のため報告を受けますよと、そういったご回答だったということでもよろしいでしょうか。

区側 失礼しました。きちんとして処理をしたという報告は当然提出を求めます。

委員 わかりました。確認していただければ結構です。

それで、続きましてですね、その次のところで、処理後、一定期間保管が必要なものは、常時施錠された保管庫で保管するなど、セキュリティを適切に確保すること、とあります。

これはもう非常にそのとおりでよろしいと思うんですが、問題はその確認作業なんですが、これにつきましてはどうなるかということなんです。実は、資料2-15の、主な情報セキュリティ対策の一番下に、廃棄というのがあるんですが、そこの中に、紙の廃棄については触れていないものですから、そこはどうなるのかなというところなんです。いわゆる電子データのなものにつきましてはしっかりと別紙9の消去証明届を取りますよと、こういうふうになってるんですが、それ以外のものについては、廃棄対応が正直何も記載がないので、そこはどうなるかの質問ですが、いかがでしょうか。

会長 お願いします。

区側 資料に記載がない状況ですが、当然報告等は厳に求めてまいります。また、こちらの仕様書等もですね、今日のご指摘も踏まえまして、必要事項の追記等も含めて考えてまいります。

委員 これは仕様書の一応、構成部分になりますので、廃棄のところは、今のところを書き込まれておく必要があるんじゃないかというふうに考えますので、そこもよろしくお願ひできればと思います。

 続いてよろしいでしょうか。

会長 お願いいたします。

委員 資料2-15、全般という区分の二つ目の責任者等の届出、それから一番最後の事故発生時対処、ここの責任者は業務管理責任者という言葉を使っています。資料2-16、特記仕様書では個人情報保護管理責任者という言葉が第4条2項、3項、5項で使われてるんですね。この業務管理責任者という言葉の方が、何となく業務の責任者という言葉としては適切な感じがしました。個人情報については、個人情報保護管理責任者がこちらは適切だなと思うんですが、この両者の言葉でいう人は同じなのか、別なのか。そのところはいかがでしょうか。

区側 資料2-16の方にございます、個人情報保護管理責任者については、私もずっと民間企業にいた人間ですが、こちらは一定の認証を受けてる企業であれば置いていると思いますが、私どもめぐる区報の全戸配布に携わる責任者の方とは別の方になると思います。なので、届を区に提出いただく相手としましては、業務管理責任者及び業務従事者という記載をしておりますが、個人情報保護管理責任者につきましても、こちらが入札段階に必要な資格要件になるかと思ひますので、提出を求めるようにしていきます。

委員 わかりました。業務管理責任者のほかに、個人情報保護管理責任者がいらっしゃるということで、個人情報管理責任者の届の部分、資料2-15の、セキュリティ対策の内容の中に加えると、こういうご説明でよろしゅうございますね。

区側 今おっしゃっていただきましたとおりでございます。

委員 了解しました。非常に大変な委託業務であるかと思ひますが、ぜひうまくやっただければと思います。

会長	続きます、次の委員、お願いいたします。
委員	資料2-3なんですけれども、一般の住人にしてみれば、まず、広報が来ないというのはすぐ区役所に電話を入れるんですね。他市の例なんですけど。そうすると、その市では、市が委託業者さんに言って入れてくれたり、それから、うちは要らないよというの、区報もしくは市報は全戸配布なので、これはホームページからも見られるという形を取っているんですね。ですから、コールセンターというのは区になるんじゃないかな、逆なんじゃないかなと思うんです、区と受託者が。そんな感じがするんですけど、そこはどうでしょうか。
会長	お願いします。
区側	<p>不着でしたり、何かしら苦情等でしたり、あるいはいらないよと言ったような問い合わせは、コールセンターにご連絡くださいという促しの記述や周知を、区報には毎回掲載していくことになるかと思えます。渋谷区におきましても、そのような形をとっておりまして、結果的に、そういった各ご家庭世帯の情報は、一番はコールセンターの方にご連絡をいただいております。ただ実際、今お話ありましたように、まず、区に直接電話をして伝えるという方ももちろんいらっしゃると思えますので、この場合は区の方でお話をうけたまわり、事業所の方に、その情報を共有するといったやり方をとりたいと思えます。</p> <p>コールセンターを委託して、運営をしていくということのもう一つ大きな意味は、特に全戸配布を始めたてのころは、おそらくある程度のボリュームのある件数で、うちは要るとか要らないとか、あるいは確認ですとか、様々な確認の需要が発生すると思っております。それらがすべて、区の広報課、あるいは区報係の方に、電話入電の形でいただいておりますと、他の業務ができないとか、電話の対応で、相当量の負荷が発生することが予想されますので、渋谷区におきましてもそうでしたが、コールセンターを委託先であるポスティング会社さんの方に、設置をして運用していた次第です。</p>
会長	委員、いかがでしょうか。
委員	分かりました。
会長	委員、追加でご質問ございますか。挙手がまだされているようなんですが。
委員	ありません。失礼しました。
会長	<p>それでは、投票機能を利用した採決を行います。</p> <p>これから3分間時間を設けますので、賛成か反対か、投票をしていただきたく存じます。それでは開始いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(投票)</p>
会長	それでは、事務局のほうから採決の状況をお知らせください。
区側	賛成が17、反対がゼロです。
会長	ありがとうございました。賛成17名ということで、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。

(3) LGWAN-ASPの利用について

会長	続きまして、諮問事項(3) LGWAN-ASPの利用について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約7分)
会長	ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。発言の際は挙手ボタンを押していただきまして、マイクとカメラをオンにしてご発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。 では委員、お願ひいたします。
委員	またもろもろ、ちょっと細かい点ですが、確認させてください。資料3-2の下のほうの(3)のデータの管理、これのあの(ウ)データは自動又は手動で廃棄できるものであることとなっています。この廃棄した場合の廃棄の確認方法は、多分、利用者側がすることになると思うんですが、どのような形を考えていらっしゃるのか、まず教えていただけますか。
会長	回答をお願いします。
区側	ご質問は2ページの項番2の(3)、アの(ウ)のところ、データは自動又は手動で廃棄できるものであることというこの部分で、廃棄をしたことの確認方法をどのようにするかというご質問でよろしいでしょうか。
委員	もう一度質問いたします。自動、手動で廃棄できるものというのが要件になっているんですが、その廃棄自体をですね確認する方法、多分、これは利用者側のほうで廃棄を確認せざるを得ないと思うんですが、区側とすると、廃棄したことをどのような形で確認されるのか、それを教えていただければという質問です。
会長	お願ひいたします。
区側	こちらは、私どもの所管が直接のLGWAN-ASPの利用をしていくにあたっての中心となる我々のほうで、実際にこのデータが廃棄されているかというようなものを定期的の確認をしていくというようなことを今、想定してございます。
委員	具体的にはわからないんですが、とにかくきちんと廃棄を確認していくということで理解してよろしいでしょうか。
会長	お願ひします。
区側	ご指摘のとおりと考えてございます。
委員	分かりました。

では、続きまして、資料3-2の一番下なんですが、ウの使用端末のハードディスク内には個人情報に残さないということですが、当然、データは残ると思うのですが、この個人情報が含まれていないことをどう確認するのか、ちょっと理解できなかったもので、その具体的な確認方法というのはどういうことなのか、教えていただけますでしょうか。

会長 じゃあ、お願いします。

区側 まず、ハードディスク内に個人情報を残さない方法でございます。これはそもそも、操作してもデータを保存できないという仕組みを考えてございます。ちなみに機械的にその技術がございまして、そうすることで、結果的にデータが残らないというような仕組みにすることを現在進めております。

委員 具体的にどういうことかよく分からないんですが、個人情報は残さないシステムだということであれば、そもそも情報漏えいは皆無だということで大丈夫だと、そういう趣旨ですね。

区側 趣旨としてはおっしゃるとおりでございまして、具体的には、一旦、一時的に保存できたとしても、その端末を終了すると、最終的には端末が初期化されて残らないという仕組みを考えてございます。

委員 分かりました。

 続いて、よろしいでしょうか。

 審議会への報告というのが資料3-3のほうにあるんですが、これも確認で申し訳ないんですが、当然のことながら、LGWAN-ASPのレベルは、この後ろにございます評価項目の基準を満たさなければ、当然、区としては導入しないよということで、LGWANなら何でもかんでもオーケーですよということではないと。もし仮にそのような評価項目に合わないようなLGWAN-ASPを導入せざるを得ないようなときは、審議会に諮問をすることになるんでしょうか。そこはいかがでしょうか。

会長 お願いします。

区側 これもご質問のとおりと考えておりまして、LGWAN-ASPであれば全てフリーパスでオーケーということは考えておりません。3ページの3番の項番の3の運用のところに記載のとおり、安全性確保の確認等はきっちりとした上で運用をしていくものでございます。

委員 分かりました。基本的には評価項目を満たすものだけしか導入はしないよという方針だというのは確認できたということで。

 続いて、諮問についてなんですが、今回の一括審議につきましては、あくまでもLGWAN-ASPをツールとして利用する、これのことについての審議ですので、外部委託を新規にすることは審議の対象外であると。この外部委託につきましては、当然、審議会に諮問すると、こういう運用がされるということですのでよろしいでしょうか。

区側 こちらもご質問のとおりでございまして、今回はLGWAN-ASPを利用するということがそのものについて包括的なご審議をいただきたいということとございまして、外部委託で

	すとか、別の要素が入っている場合については、それぞれ対応してまいるといふこととございます。
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、資料3-3の3の運用についてなんです、これは前回も同じ質問をしたんですが、前回の審議会で諮った記述と同じ内容の運用になっておりまして、前回の回答では、審議会にかけるものは基本的に情報化推進委員会を通してチェックしていますよと。情報化推進委員会との連携を図りながら検討していく前提であるということだったので、今回の包括審議につきましても、同じように情報化推進委員会の関与や確認があるというふうにご考えていいのかどうか、その確認なんです、いかがでしょうか。</p>
会長	お願いいたします。
区側	情報化推進委員会での検討、審議を経た上で、今回、お諮りをしておるものでございます。
委員	<p>ありがとうございました。しつこく聞いたのは、実は以前の部長さんのときに、このような案件につきましては、情報化推進委員会で、部長さんがトップになられてる情報化推進委員会に諮って、しっかりとチェックしていくよと、おっしゃっていたので、審議会の委員の方もご記憶にあるかと思うんですが、そこのところは文言上に出てこなかったものですから、そこをしっかりと引継ぎされているかということを確認したかった点もあったので質問させていただきました。引き続き、情報化推進委員会と連携しながら、部長さんがトップになられていますけれども、しっかりと個人情報保護に努めていただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員、よろしければ、手を下げていただければと思います。</p>
委員	恐縮です。
会長	<p>それでは、投票機能を利用して採決を行います。これから3分間時間を設けますので、賛成か反対かご投票ください。</p> <p>それでは、開始いたします。</p> <p style="text-align: center;">(投票)</p>
会長	それでは、事務局、採決の状況をお伝えください。
区側	賛成16、反対1です。
会長	賛成16でございますので、本件諮問については承認といたします。どうもありがとうございました。

(4) これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について

会長	次に、諮問事項(4) これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について、区から説
----	-------------------------------------------

	明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約15分)
会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。発言の際は挙手ボタンを押して、マイクとカメラをオンにしてご発言いただければと存じます。</p> <p>委員、お願いいたします。</p>
委員	<p>審議会資料の4-18のですね、個人情報の取扱いのところなんですけれども、横浜市の市民局市民情報政策室市民情報課長の方が、自治体の方から見た改正個人情報保護法の課題というところで、自治事務セミナーという冊子の2021年9月号の16ページにある内容なんですけれども、2021年の改正個人情報保護法におきまして、本人から直接収集を定める限定は置かれていないということで、タスクフォースからの最終報告によりますと、その意図としては、本人から直接収集規定を置く自治体条例においても、本人以外からの取得を全面的に禁止する例はないこと、法令、条例に定める所掌の事務の遂行に必要な場合を例外とするものであることから、個人情報の不適正取得禁止規定の中にその趣旨は含まれるという理由のようなんですけれども、本人から直接取得が可能なのに、それをしない対応が常態化することで、市民の信頼が損なわれる可能性があること、自治体職員、市が本人から個人情報を取得して、必要な範囲で利用するという市民目線の事務遂行から遠ざかってしまうことについて、地方自治の基礎が傷つきかねないという厳しい批判もありますけれども、区はどのように考えているのか教えていただきたいと思います。</p> <p>あともう一点、審議会資料4-20の部分の、先ほどもちょっとお聞きしたんですけれども、非識別加工情報についてなんですけれども、ここでは匿名加工情報の内容になってますけれども、包括的に関係があるのでお伺いしたいんですが、2021年4月20日の参議院の内閣委員会で、日本共産党の田村智子議員がした質問の中で、デジタル担当大臣からは、個人情報に復元不可能な状態で提供されていることから、個人情報が侵害されることはないという回答が繰り返された内容なんですけれども、非識別加工情報は幾つかのファイルを連携して利活用されることは、いわゆるプロファイリングされた場合に個人情報に変わってしまうものもあるのではないかと質問の中で、個人情報保護委員会のほうからも、幾つかのファイルを連携して利活用されることは想定していないし、否定もしていないという答弁がありまして、このプロファイルに関しましては、2012年にアメリカのターゲット社というところが、妊娠予測スコアに関してビッグデータを活用して、たくさんの商品の中からある何点かを取り出して、その商品を買う傾向が高い人は妊娠傾向があるということで、25品目を挙げてアルゴリズムで分析をして、妊娠の傾向が高い人にはクーポン券を配っていたと。そのときに、高校生のお子さんのところにクーポン券が行って、その親御さんが、うちはまだ子どもが高校生なんだけれども、何でこういうのを送ってくるんだというふうな連絡をしたところ、結局は、その高校生は妊娠をしていたということで、かなりプロファイリングに関して今後、該当する人は非常に怖いと感じるようなことになる可能性があると思うんですけれども、日本ではプロファイリングのリスクに対する認識はまだ顕在化していないというふうなことですけれども、この件に関してはどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。</p>
会長	お願いします。

区側

2点にわたるご質問でございます。1点目が、横浜市の記載の部分を含めた本人以外収集の記載の部分です。資料で言いますと、4-18ページというところでございます。

確かに今まで根強く本人からの同意を得た、本人からの情報収集、というのが原則というところでありましたけれども、今回、個人情報の取扱いといたしまして、4-18ページの②の記載のとおり、法に定める場合は収集ができるですとか、そういった形になっています。

そうはいいましても、何でも収集していいというものでもなくて、一定の法律で決められた事由において必要な事項を収集していくというところになっていきますので、その点は今後、国のガイドライン等を踏まえながら、そして、どのように対応できるのか、また、対応していかなければならないのかというところは、引き続き精査をしていきたいと考えているところでございます。

2点目、加工情報、資料で言いますと、4-25ページに記載の行政機関等匿名加工情報に関連した加工情報のお話でございます。プロファイリングのお話もいただいたところではございますが、この行政機関等匿名加工情報というのは、真ん中に絵がございますとおり、特定の個人を識別することができないように、個人に関する情報を加工していくというものになっています。こういった加工をしていくものでございますので、一定の個人情報、プロファイリングで無理やり分析すればできるという手もあるかもしれませんが、そういったことができないように内容をそぎ落としていく作業がこの行政機関等匿名加工情報では求められているというようなものになっています。

現在、この加工情報を区としてどうしていくのかというのは、引き続き検討していかなければいけない事項かなというふうに区としては考えているという状況でございます。

会長

定刻の17時になりましたけれども、質疑応答が続いておりますので、大変申し訳ないんですけども、若干延長させていただければと思います。当初17時までと予定をしておりましたので、ここまででやむを得ず退室されるという場合には、冒頭でご案内申し上げましたように、チャット欄に退室する旨をご記入いただいて、ご退室いただければと存じます。皆様、このまま審議会をしばらく続けさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい、いいです」という声あり。)

それでは、予定を超過して申し訳ございませんが、続けさせていただきたいと思います。それでは、委員、今の区側からの回答に対していかがでしょうか。

委員

1番目のほうの質問で、区の姿勢としては、できる限り本人からの情報収集を行うというふうな形ができると思うんですけども、そういう方針でよろしいかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

あと、プロファイリングのことなんですけれども、個人情報ではなくなった情報を幾つかのファイルを照合するということ自体が非識別加工情報では禁止をされていないということですから、幾つかファイルを照合していくうちに、個人情報になっていくようなものも出てくるというふうなことなので、ここに関しては本当に慎重にいろいろな角度から検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

区側

2点のご質問です。区として、個人収集の原則を貫いていったほうがいいんじゃないかというところのご指摘でございます。

この点につきましては、今回、改正個人情報保護法は、法に定められた事項につきまして、原則的に個人情報を取扱いできるというものになっております。また、審議会資料の4-6ページから8ページにかけて記載の星印の区独自の視点で定められることについては、区の独自の視点で定めることができますが、それ以外のことについては区が独自に判断して運用していくというところが禁止される、個人情報保護委員会がこの法の解釈権をつくるということになりますので、そこら辺につきましては、個人情報保護委員会に確認をしながら、そういったことができるのか、厳しいのかなと思っはいるところですが、引き続き確認はしていきたいと考えます。

2点目のプロファイリングにつきましては、特異な情報、内容によってはそういったことがあり得るというところの視点は委員ご指摘のとおりですので、匿名加工情報の導入に当たりましては、そういったこと取扱いをどのようにしていくか、こちらも国のガイドライン、運用手順等の確定版が示される予定ですので、そういったところを見ながら手順については丁寧に対応して、導入するというのであれば、実務もやっていくということになっていくかと思ひます。

委員 すみません、よろしいでしょうか。

会長 次の会議体から、会議室使用のため、そろそろ会議室を空けてもらえないかという通知が参りましたので、できるだけ簡潔にお願いいたします。17時15分から使用したいということで督促が参りましたので、簡潔にお願いします。

委員 1番目の質問なんですけれども、私が言っているのは、本人の同意に限るということではなくて、区の姿勢としてそういうふうなことはできるんじゃないかという意味なんです、いかがでしょうか。

区側 区がその規定を独自に打ち出すということが今回、法律の規定でできませんので、そこが許されるのかどうか、区も法の解釈権を有する個人情報保護委員会に確認しながら、そこら辺は決めていく必要があると考えているところでございます。

委員 結構です。ありがとうございます。

会長 次の委員、お願いします。

委員 これまでもいろいろ検討されてきて、今後も検討会等で検討されるようなんですけれども、メンバーの選択というか構成が、多様性という意味では非常に偏っていると思ひますので、もう少し女性のメンバーを増やすということで、もう少し多様性を考慮した委員の構成をお願いしたいと思ひます。

会長 回答をお願いします。

区側 委員ご指摘の女性の委員というのが、今回の小委員会の設置に関する部分ということでよろしいでしょうか。

委員 4-43に入っている検討会のメンバーの中に15名いるんですが、女性が2人しかいな

区側	いんですね。 区の中のということですね。
委員	はい。
区側	承知いたしました。 今回、選定をさせていただいたのは、区の課長級の検討組織の検討では、各部の庶務担課長というところで選定をさせていただきました。委員のご指摘は確かにございますので、そういったことができるかどうか検討してみたいと思います。ありがとうございます。
委員	ありがとうございました。
会長	皆様、ありがとうございました。 本件の審議につきまして、区側の提案として、まずは小委員会を設置して、そこで議論を進めた上で、審議会に改めて検討状況を報告し、7月に答申をするという形で進めてまいりたいということでございますので、まずは小委員会の設置につきまして可否をご投票いただければと思います。 投票機能を利用した採決を行います。これから3分間の時間を設けますので、賛成か反対かご回答ください。 それでは、回答をお願いいたします。 (投票)
会長	採決の状況をお知らせください。
区側	賛成17、反対0です。
会長	皆様、ありがとうございました。賛成17名でございますので、本件諮問につきましては、小委員会で引き続き継続して審議をしてまいりたいと存じます。 議題は以上でございます。

4 報告事項

(1) 警視庁における電磁的記録媒体の紛失について

会長	次に、次第の3、報告事項に移ります。 報告事項(1)警視庁における電磁的記録媒体の紛失について、区から報告を受けます。お願いいたします。
区側	(資料により説明)(約2分)
会長	ありがとうございます。今回もこのような個人情報の流出についての報告がなされたということ、誠に遺憾に存じます。ただ、今回につきましては、目黒区からではなく、提供先の警視庁からということで、目黒区ではきちんと対応していたということではございますが、しっかりと協議をして再発防止に努めていただければと思います。

5 その他

会長	<p>次に、次第の4、その他に移ります。</p> <p>次第にはございませんが、事務局から追加の報告事項があるとのことですので、説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約2分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日予定していた議題は終了いたしました。</p> <p>次回の審議会の予定でございますが、事務局から令和4年1月21日10時13分付のメールにてご案内をさせていただきましたが、審議会での諮問案件を精査したところ、急遽臨時で第8回審議회를令和4年3月28日月曜日、午後2時から開催を予定しております。</p> <p>なお、通常、終了時刻は午後4時とさせていただいているんですけれども、案件が多い場合には本日同様、午後5時までとなる可能性もございますので、あらかじめご了承願います。</p> <p>その他、事務局から連絡事項などございますか。</p>
区側	<p>本日の会議録につきましては、後日、事務局で取りまとめたものを案といたしまして、出席者の方々に送付させていただきます。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。</p> <p>先ほど会長からもご案内いただきましたが、次回以降の件も含めまして、次年度分の審議会の日程についても事務局から早急にスケジュールを送ってご案内させていただきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面での会議開催が難しい状況のときには、その感染状況を踏まえまして、オンライン開催または書面開催となる場合がありますが、その場合には事前に会長、副会長と調整をいたしまして、事務局からご案内させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>若干延長となってしまい、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>以上をもちまして閉会とさせていただきます。3月28日、次回もどうぞよろしくお願いいたします。</p>

以 上